# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	寄附金額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ 特例)に関する事務

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、寄附金額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例) に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

古平町長

#### 公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	寄附金額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務)							
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下、「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。							
③システムの名称	ふるさと納税システム							
2. 特定個人情報ファイル:	<b>S</b>							
ワンストップ特例申請情報ファイ	イル							
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項、別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第16条							
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢>							
②法令上の根拠								
5. 評価実施機関における	· 担当部署							
①部署	総合政策課産業連携室商工観光係							
②所属長の役職名	課長							
6. 他の評価実施機関								
なし								
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求							
請求先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町5O番地 0135-48-9835							
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ							
連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50番地 0135-48-9835							
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した							
適用した理由								

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和3年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	書及び書及び	全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	<b>も機関については、それぞれ</b>	重点項目評価額	書又は全項目評価書において	、リスク	7対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた。	人手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[ 0	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを選	じた提供を除く。)	[	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手)	0 ]	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	]	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。					
9. 監査						
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	· 啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	<ul><li>・特定個人情報ファイルを取り扱うシステムへのアクセス権を必要に応じて付与・解除している。</li><li>・事務取扱者への研修、セキュリティ研修を毎年実施している。</li></ul>					

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	新様式対応			事後	
令和3年6月15日					
令和3年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2019/4/1	2021/4/1		
令和3年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2021/4/1		
令和4年6月10日		古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番 地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835		
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ 連絡先	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町40番 地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835		
令和7年10月3日	新様式対応				
令和7年10月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部 署①部署	産業課商工観光係	総合政策課産業連携室商工観光係		